

三木市国民健康保険 財政健全化計画

令和3年11月

(令和5年3月一部改訂)

(令和6年3月一部改訂)

三木市

目 次

第 1 章	計画策定に当たって	1
第 1 節	計画策定の趣旨	1
第 2 節	計画の期間	1
第 3 節	計画の推進	1
1	計画の公表・周知	1
2	計画の見直し	1
3	計画の推進体制	1
第 2 章	三木市国民健康保険事業の現状	2
第 1 節	国民健康保険事業を取り巻く状況	2
1	平成 29 年度まで	2
2	平成 30 年度の国民健康保険制度の改革	2
3	平成 30 年度以降の状況	3
第 2 節	国民健康保険事業の現状	3
1	被保険者の状況	3
2	医療費の推移	4
3	財政の状況	5
第 3 章	国民健康保険事業における財政健全化に向けた方針	11
第 1 節	赤字額の定義	11
第 2 節	令和 3 年度末時点の赤字額	11
第 3 節	令和 6 年度末までに発生する見込みの赤字額	11
第 4 節	削減・解消すべき赤字額の削減期間	12
第 5 節	赤字解消に向けた基本的な考え方	13
1	令和 3 年度末までの累積赤字の解消策	13
2	令和 4 年度以降に発生する見込みの赤字の解消策	13
第 4 章	財政健全化に向けた具体的な取組	15
第 1 節	保険者努力	15
1	県補助金の獲得	15
2	国民健康保険税の収納率の向上	15
第 2 節	国民健康保険税率の見直し	16

第5章	本計画の一部改訂（令和5年3月）	18
第1節	一部改訂を行う理由	18
1	令和4年度の本市適用税率の状況	18
2	「兵庫県における保険料水準の統一に向けたロードマップ」の策定	18
3	令和5年度の県の示す標準保険税率	19
4	令和6年度の三木市適用税率	19
第2節	令和5年度の変更点	20
1	令和5年度の本市適用税率	20
2	被保険者一人当たりの負担感	20
第6章	本計画の一部改訂（令和6年3月）	21
第1節	一部改訂を行う理由	21
3	令和6年度の県の示す標準保険税率	21
第2節	令和6年度の変更点	22
1	令和6年度の本市適用税率	22
2	被保険者一人当たりの負担感	22
参考資料	モデルケース	23

第1章 計画策定に当たって

第1節 計画策定の趣旨

本市の国民健康保険特別会計は平成30年度から赤字決算が続いており、令和2年度末時点における累積の赤字額は約2.9億円に達し、財政的に極めて厳しい状況に置かれている。

現在の危機的な状況を脱するため、特別会計における繰上充用及び一般会計からの赤字補てん等を目的とする繰入（以下「法定外繰入」という。）を早期に解消し、国民健康保険事業の将来にわたる安定的な運営が可能となるよう目標年次を定め、国民健康保険財政の健全化を図るため本計画を策定する。

第2節 計画の期間

本計画は、令和4年度から令和6年度までの3年間を計画期間とする。

第3節 計画の推進

1 計画の公表・周知

本計画及び計画の進捗状況は、三木市国民健康保険運営協議会に報告するとともに、市広報紙、市ホームページ等で公表し、周知に努める。

2 計画の見直し

計画期間中に国民健康保険制度を取り巻く環境に変化が生じた場合は、計画の進捗状況及び計画の実効性を勘案しつつ、必要に応じ見直しを行う。

3 計画の推進体制

計画の推進に当たっては、総務部財政課、経営管理課、税務課、債権管理課、健康福祉部健康増進課その他関係部署及び兵庫県とも連携しながら、着実に取組を進めていく。

第2章 三木市国民健康保険事業の現状

第1節 国民健康保険事業を取り巻く状況

1 平成29年度まで

国民健康保険は国民皆保険制度の中核を担っており、被用者保険等に属さない全ての人々が安心して医療を受けることができる公的医療保険制度として重要な役割を担っている。

しかしながら、国民健康保険は、「被保険者の年齢構成が高い」「医療費水準が高い」「所得水準が低い」などの構造的な課題を抱えており、歳入の不足を補うため、本市をはじめ多くの自治体が一般会計から繰入れを行ってきた。

本市においても、従来から、基金の取崩しや法定外繰入を行うことにより、赤字分の補てんを行っていた。

2 平成30年度の国民健康保険制度の改革

これらの課題に対応するため、平成30年度の国民健康保険制度改革において、都道府県が市町村と共同で国民健康保険の運営を担うこととなり、国の財政支援が大幅に拡充され、財政基盤の強化が行われた。この改革により、一般会計からの決算補てん等を目的とする繰入により財政の均衡を保ってきた多くの自治体において法定外繰入を解消し、安定的な運営が行われている。

また、県全体で必要な保険給付費等を県が市町ごとに割り当てた国民健康保険事業費納付金（以下「納付金」という。）により賄う仕組みとなり、市町が県への納付金を支払うために必要な額を被保険者から徴収するため、県は市町ごとに標準保険税率^{※1}を示すこととなった。

本市においても平成30年度に税率改定（約9%の増）を行ったが、市民生活への影響に配慮し、県の示す標準保険税率よりも低い税率としたことから歳入不足が発生し、その不足分を法定外繰入で賄うこととした。

※1 標準保険税率・・・各市町に配分された県への納付金を支払うために必要な、各市町の算定基準に基づく保険税率。各市町で異なる。

3 平成 30 年度以降の状況

平成 30 年度以降も税率を据え置いているため引き続き歳入不足が生じ、法定外繰入を継続している。また、急激な被保険者数の減少（平成 30 年度当初と令和 2 年度末比で 10.2%の減）により必要な歳入を確保することができず、法定外繰入を行ってもなお、支出が収入を上回る歳出超過の状態が続いており、平成 30 年度以降は毎年度、赤字決算となっている。赤字分は翌年度会計から繰上充用を行い対応している。

また県は、兵庫県国民健康保険運営方針において、負担の公平性を図るため、同一所得・同一保険料^{※2}をめざすことを明記している。国及び県は、その実現のために、赤字補てん等を目的とする法定外繰入の解消を強く求めており、今後、法定外繰入を行っている自治体に対しての法定外繰入の解消要請が、ますます強まっていくものと推測される。

第 2 節 国民健康保険事業の現状

1 被保険者の状況

被保険者数は、平成 28 年度以降一貫して減少が続いている。令和 2 年度は 17,276 人で、前年度から 431 人の減少となった。減少の主な要因としては、被用者保険の適用拡大や 75 歳到達による後期高齢者医療制度への移行数の増加が挙げられる。また、いわゆる団塊の世代が令和 6 年度中に 75 歳に到達することから、今後も減少傾向は続くものと考えられる。

令和 2 年度末時点の本市人口のうち国保に加入できる年齢人口（0 歳～74 歳・62,641 人）に対する国民健康保険の被保険者数の割合（加入率）は 27.6%である。年齢別の被保険者数の構成をみると、60 歳以上の被保険者数が 60.4%となっている。

※2 同一所得・同一保険料……県内統一保険税率

<表 1 : 年齢別被保険者数及び総人口における加入率の推移 (各年度末) >
(単位 : 人、%)

	39歳 以下	40-49 歳	50-59 歳	60-69 歳	70-74 歳	計	加入 率
平成 28 年度	4,263	2,060	1,807	7,369	4,808	20,307	30.5
平成 29 年度	3,927	1,954	1,771	6,689	4,906	19,247	29.3
平成 30 年度	3,687	1,889	1,765	5,963	5,071	18,375	28.4
令和元年度	3,472	1,815	1,761	5,303	5,356	17,707	27.8
令和 2 年度	3,297	1,725	1,822	4,802	5,630	17,276	27.6

※加入率は 0～74 歳の人口に対する割合である。

<表 2 : 令和 2 年度における被保険者の年齢構成の割合>

	39歳以下	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70-74歳
割合	19.1%	10.0%	10.5%	27.8%	32.6%

<表 3 : 今後の被保険者数の推移 (見込み) > (単位 : 人、%)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
被保険者数	17,276	16,996	16,321	15,551	14,801
前年比	-	98.4	96.0	95.3	95.2

※被保険者数 : 令和 2 年度は年度末時点の被保険者数、令和 3 年度以降は年度中平均被保険者見込数を記載

2 医療費の推移

医療費の総額は、平成30年度以降、被保険者数の減少に伴い一貫して減少が続いている。しかしながら、一人当たりの医療費は、先端医療の保険適用や被保険者の高齢化を背景に年々増加している。ただし、令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う受診控えの影響により減少している。

なお、医療費のうち、保険者負担分については、平成 30 年度の制度改正により、全額が兵庫県から交付されることとなった。

<表 4 : 一人当たりの医療費>

年 度	医療費総額	年間平均被 保険者数	一人当たりの 医療費
平成 30 年度	8,002,091 千円	18,995 人	421,274 円
令和元年度	7,819,446 千円	18,119 人	431,561 円
令和 2 年度	7,379,106 千円	17,631 人	418,530 円

3 財政の状況

(1) 歳入及び歳出の状況

ア 歳入

保険税収入については、平成 30 年度に税率改定を行ったものの、その後の被保険者数の減少に伴い減少している。補助金・交付金は、そのほとんどが医療費の保険者負担分（保険給付費）である。被保険者数の減少に伴い額は減少しているが、構成割合は増加傾向である。繰入金は、平成 30 年度は基金繰入があったため大きな額になっているが、令和元年度以降はおおむね横ばいである。

<表 5 : 歳入の推移>

(単位：千円、%)

区分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
保険税	1,634,682	16.9	1,559,637	16.9	1,540,308	17.2
補助金・ 交付金	6,950,290	72.0	6,835,468	74.3	6,605,369	73.8
繰入金	(※)939,528	9.7	792,325	8.6	777,518	8.7
繰越金	107,275	1.1	0	0.0	0	0.0
その他の 収入	26,883	0.3	19,007	0.2	32,893	0.3
総計	9,658,658	100.0	9,206,437	100.0	8,956,088	100.0

※ 基金繰入を含んだ額である（基金繰入額：110,058 千円）。

イ 歳出

保険給付費は、被保険者数の減少に伴い減少傾向が続いている。一方、県への納付金は一人当たりの医療費の増加に伴い、ほぼ横ばいの状態が続いている。歳出総額は減少傾向が続いているものの、歳入総額も減少しているため、平成30年度以降は赤字決算となり、繰上充用を行っている。

<表6：歳出の推移>

(単位：千円、%)

区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
総務費	92,137	1.0	93,260	1.0	88,060	1.0
保険給付費	6,722,599	69.5	6,622,654	70.4	6,315,099	68.3
事業費 納付金	2,563,866	26.5	2,538,473	27.0	2,535,677	27.4
保健事業費	61,089	0.6	59,699	0.6	51,842	0.6
その他の 支出	237,557	2.4	71,168	0.8	53,649	0.6
前年度 繰上充用金	0	0.0	18,590	0.2	197,407	2.1
総計	9,677,248	100.0	9,403,844	100.0	9,241,734	100.0

ウ 差引収支額

平成30年度から赤字決算が続いており、令和2年度までの赤字の累積額は「285,646千円」に上っている。

<表7：差引収支額の推移>

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
決算収支額(単年度赤字額)	△18,590千円	△178,817千円	△88,239千円
累積赤字額	△18,590千円	△197,407千円	△285,646千円

(2) 保険税率の状況

平成30年度に、加入者の高齢化による医療費の増加などから10年ぶりに税率の改定を実施した。また、課税限度額についても各年度においてそれぞれ改定（引上げ）を行った。〈表8〉

兵庫県内で同様の課税方式を採用している市町の平均と比較すると、いずれも下回っている状況である。〈表9〉

また、県の示す標準保険税率と本市の適用税率との差は、平成30年度以降いずれも本市適用税率の方が低く、令和2年度では、所得割率が2.65ポイント、均等割額が15,914円、平等割額が4,588円、それぞれ本市の適用税率のほうが低い状態である。〈表10〉

〈表8：保険税率の推移〉（ゴシック文字の箇所が前年度との変更箇所）

区 分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
基礎 課税分 (医療分)	所得割	5.9%	6.5%	6.5%	6.5%
	均等割	24,000円	25,000円	25,000円	25,000円
	平等割	19,500円	20,000円	20,000円	20,000円
	課税限度額	540,000円	580,000円	610,000円	630,000円
後期高 齢者支 援金分	所得割	2.1%	2.3%	2.3%	2.3%
	均等割	7,500円	9,000円	9,000円	9,000円
	平等割	6,000円	7,000円	7,000円	7,000円
	課税限度額	190,000円	190,000円	190,000円	190,000円
介護 納付金 課税分	所得割	1.6%	2.0%	2.0%	2.0%
	均等割	7,000円	8,000円	8,000円	8,000円
	平等割	5,500円	6,000円	6,000円	6,000円
	課税限度額	160,000円	160,000円	160,000円	170,000円

〈表9：令和2年度における保険税(料)率の比較〉

区 分	三木市	兵庫県平均
所得割	10.8%	12.2%
均等割＋平等割	75,000円	79,600円

<表 10：平成 30 年度から令和 3 年度の標準保険税率との比較>

	区 分		三木市 (A)	標準保険税率 (B)	差 (A-B)
平成 30 年度	基礎 課税分 (医療分)	所得割	6.5%	7.13%	△ 0.63%
		均等割	25,000 円	28,722 円	△ 3,722 円
		平等割	20,000 円	20,195 円	△ 195 円
	後期高 齢者支 援金分	所得割	2.3%	2.60%	△ 0.30%
		均等割	9,000 円	10,508 円	△ 1,508 円
		平等割	7,000 円	7,388 円	△ 388 円
	介護 納付金 課税分	所得割	2.0%	2.26%	△ 0.26%
		均等割	8,000 円	11,743 円	△ 3,743 円
		平等割	6,000 円	5,501 円	499 円
	合計	所得割	10.8%	11.99%	△ 1.19%
		均等割	42,000 円	50,973 円	△ 8,973 円
		平等割	33,000 円	33,084 円	△ 84 円
令和元 年度	基礎 課税分 (医療分)	所得割	6.5%	7.54%	△ 1.04%
		均等割	25,000 円	30,703 円	△ 5,703 円
		平等割	20,000 円	21,588 円	△ 1,588 円
	後期高 齢者支 援金分	所得割	2.3%	2.71%	△ 0.41%
		均等割	9,000 円	10,999 円	△ 1,999 円
		平等割	7,000 円	7,734 円	△ 734 円
	介護 納付金 課税分	所得割	2.0%	2.57%	△ 0.57%
		均等割	8,000 円	13,401 円	△ 5,401 円
		平等割	6,000 円	6,258 円	△ 258 円
	合計	所得割	10.8%	12.82%	△ 2.02%
		均等割	42,000 円	55,103 円	△ 13,103 円
		平等割	33,000 円	35,580 円	△ 2,580 円

	区 分		三木市(A)	標準保険税率 (B)	差(A-B)
	令和2 年度	基礎 課税分 (医療分)	所得割	6.5%	8.22%
均等割			25,000円	33,861円	△8,861円
平等割			20,000円	23,397円	△3,397円
後期高 齢者支 援金分		所得割	2.3%	2.75%	△0.45%
		均等割	9,000円	11,164円	△2,164円
		平等割	7,000円	7,714円	△714円
介護 納付金 課税分		所得割	2.0%	2.48%	△0.48%
		均等割	8,000円	12,889円	△4,889円
		平等割	6,000円	6,477円	△477円
合計		所得割	10.8%	13.45%	△2.65%
		均等割	42,000円	57,914円	△15,914円
		平等割	33,000円	37,588円	△4,588円
令和3 年度	基礎 課税分 (医療分)	所得割	6.5%	8.06%	△1.56%
		均等割	25,000円	33,314円	△8,314円
		平等割	20,000円	22,908円	△2,908円
	後期高 齢者支 援金分	所得割	2.3%	2.81%	△0.51%
		均等割	9,000円	11,328円	△2,328円
		平等割	7,000円	7,790円	△790円
	介護 納付金 課税分	所得割	2.0%	2.56%	△0.56%
		均等割	8,000円	13,011円	△5,011円
		平等割	6,000円	6,595円	△595円
	合計	所得割	10.8%	13.43%	△2.63%
		均等割	42,000円	57,653円	△15,653円
		平等割	33,000円	37,293円	△4,293円

(3) 保険税の調定・収納状況

平成30年度以降は税率を据え置いているため、調定額は、被保険者数の減少や高齢化が進んでいる等の影響により、減少傾向にある。

収納率は、滞納整理（財産調査、差押え）の強化に努めていることもあり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等により一時は低下したが、令和2年度では平成30年度よりもや

や高い水準となっている。〈表 11〉

一人当たりの調定額及び収納額は、いずれもほぼ横ばいの状態が続いている。〈表 12〉

〈表 11：国保税収納率等の推移〉

(単位：千円、%)

年度	区分	調定額	収納額	収納率		収納率(全体)	
				%	前年度比	%	前年度比
平成 30 年度	現年課税分	1,650,570	1,553,634	94.1	-	77.0	-
	滞納繰越分	471,399	81,047	17.2	-		
令和元年度	現年課税分	1,590,724	1,486,468	93.4	△0.7	77.1	0.1
	滞納繰越分	433,018	73,168	16.9	△0.3		
令和 2 年度	現年課税分	1,540,539	1,452,322	94.3	0.9	78.4	1.3
	滞納繰越分	423,562	87,986	20.8	3.9		

〈表 12：一人当たり現年度調定額及び収納額の推移〉

年度	調定額	収納額
平成 30 年度	86,895 円	81,792 円
令和元年度	87,793 円	82,039 円
令和 2 年度	87,377 円	82,373 円

(4) 一般会計からの繰入金の状況

本市の国民健康保険特別会計においては、一般会計から繰入を行っている。繰入金は、法律により市が負担すべき分として定められた「法定内繰入金」及び市が独自に決定した「法定外繰入金」に分類されている。

〈表 13：一般会計からの繰入金の推移〉

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
一般会計繰入金	829,470 千円	792,325 千円	777,518 千円
法定内繰入金	564,408 千円	556,537 千円	542,518 千円
法定外繰入金	265,062 千円	235,788 千円	235,000 千円

第3章 国民健康保険事業における財政健全化に向けた方針

第1節 赤字額の定義

国民健康保険事業における削減・解消すべき赤字の定義は、兵庫県国民健康保険運営方針において、「法定外繰入」及び「繰上充用の新規増加分」の合計額とされた。つまり、法定外繰入や繰上充用のない財政運営が求められている。

「法定外繰入」とは、一般会計繰入金のうち、市が負担すべき分として法令で定められた「法定内繰入」以外に、市が独自に決定したものである。

「繰上充用」とは、会計年度経過後に至って歳入が歳出に不足するとき、翌年度の歳入を繰り上げて不足分に充てるものである。すなわち、現在の赤字を翌年度会計から充当しているだけであり、赤字額を先送りしているに過ぎないものである。各決算において累増すれば、赤字の累積額は増える一方となり、財政破綻につながるものである。

第2節 令和3年度末時点の赤字額

令和2年度決算見込において、累積赤字額は約2.9億円となった。この額は、毎年約2億円の法定外繰入を行ってもなお解消できなかった赤字額である。

令和3年度は、税率を令和2年度と同率に据え置いていることや、被保険者数の減少が進んでいることなどから歳出超過となり、約1.7億円の赤字となる見込みである。そのため、令和3年度末の累積赤字額は約4.6億円となる見込みである。

第3節 令和6年度末までに発生する見込みの赤字額

令和4年度以降も保険税率を現状のまま据え置いた場合、現状どおりの法定外繰入を引き続き行ったとしても、単年度ごとに約2.5億円から3億円の赤字が発生すると見込まれる。被保険者数は減少が続くため税収は大きく減る方向にもかかわらず、医療費の大きな減少は見込めない。そのため、県の納付金は、おおむね横ばいの状態が続くと推測される。その結果、令和6年度末時点での累積赤字額は約13億円となると見込んでいる。

法定外繰入をしないこととした場合は、単年度で約 2.3 億円の収入が減ることとなるため、赤字額は更に増大する。

< 税率据置きを続けた場合の収支見込 >

(単位：円)

年度	歳入			歳出 (繰上充用除く)	単年収支	累積赤字	
	税	法定内繰入	法定外繰入				
H28	11,152,305,778	1,715,557,182	566,056,162	262,980,150	11,146,953,766	5,352,012	-
H29	10,972,803,421	1,604,223,084	542,791,262	172,774,214	10,865,528,803	107,274,618	-
H30	9,658,658,415	1,634,681,506	564,408,043	265,062,000	9,677,247,985	▲18,589,570	▲18,589,570
H31	9,206,436,817	1,559,636,433	556,537,227	235,788,000	9,385,254,117	▲178,817,300	▲197,406,870
R2	8,956,088,045	1,540,307,574	542,518,400	235,000,000	9,044,326,960	▲88,238,915	▲285,645,785
R3	9,000,000,000	1,478,800,000	530,000,000	235,000,000	9,165,000,000	▲165,000,000	▲450,645,785
R4	8,930,000,000	1,424,670,000	520,000,000	235,000,000	9,185,000,000	▲255,000,000	▲705,645,785
R5	8,850,000,000	1,365,290,000	500,000,000	235,000,000	9,125,000,000	▲275,000,000	▲980,645,785
R6	8,770,000,000	1,307,170,000	480,000,000	235,000,000	9,075,000,000	▲305,000,000	▲1,285,645,785

※令和 2 年度以前は実績値、令和 3 年度以降は見込値である。

第 4 節 削減・解消すべき赤字額の削減期間

一般会計から法定外繰入を行うことは国民健康保険加入者以外の市民にも負担を求めていることになり、負担の公平性の観点からも見直す必要がある。

また、兵庫県においては「兵庫県国民健康保険運営方針」により、同一所得・同一保険料をめざし、県と市町が共通認識の下、一体となって国民健康保険の財政運営の安定化等に取り組むこととしている。その中で、市独自の施策として保険税率を引き下げ、不足分を法定外繰入で賄う市町がある限り、同一所得・同一保険料の実現は達成できないため、法定外繰入の早急な解消を求めている。

兵庫県内において法定外繰入を行っている団体は、本市を含め 3 市のみである。近年の国の動向をみても、赤字の早期解消及び新たな赤字の発生防止の要請が強まっており、赤字保険者に対し、より厳しい財政上の措置が講じられる可能性もある。

現段階で法定外繰入を行っている本市以外の 2 市は、令和 6 年度までに解消予定であり、本市においても同様に令和 6 年度までの解消をめざし、県と市町が一体となった取組を進めていく。

第5節 赤字解消に向けた基本的な考え方

1 令和3年度末までの累積赤字の解消策

令和3年度までの累積赤字額は、約4.6億円となる見込みである。この赤字は本市の政策により保険税率を低く抑えてきたことが大きな要因であるが、一方で被保険者は一定の恩恵を受けてきたことも事実である。そのため、一般会計が法定外繰出により赤字の全額を負担することも、現在の被保険者のみに赤字の全額を負担させることも、負担の公平性の観点からはいずれも望ましくない。

そこで、赤字額の半分（約2.3億円）については一般会計からの繰入を行うことにより解消するとともに、残りの半分（約2.3億円）については、国民健康保険特別会計が一般会計から借入れを行うことにより解消を図ることとする。

また、当該借入れに係る返済については、国民健康保険特別会計の赤字が解消された後、10年以上の長期スパンで行うものとし、返済原資については、その時点の被保険者の負担増とならないよう、保険者努力で県補助金等を多く獲得することにより確保するものとする。

2 令和4年度以降に発生する見込みの赤字の解消策

本市の保険税率は、県の示す標準保険税率より低いことから、収支を均衡させるために必要な税収を確保することができず、2.35億円の法定外繰入を行ってもなお赤字となっている。

国民健康保険は特別会計であり、本来被保険者が負担する税収や県補助金等により収支の均衡を図ることが原則であるため、次の施策により法定外繰入の解消をめざす。

(1) 税率改定

収支の均衡を図りかつ法定外繰入を早期に解消するためには、現在政策により低く抑えている保険税率を、本来あるべき税率に戻す必要がある。つまり、本市の保険税率を県の示す標準保険税率に合わせる必要がある。

しかしながら、現行の保険税率を県の示す標準保険税率まで一気に引き上げた場合、前年度の税額と比べて30%以上の増額となり、被保険者にとって大きな負担となる。

そこで、激変緩和措置として、令和4、5年度の2年間で、県の示す標準保険税率に近い税率まで改定し、令和6年度に県の示す標準保険税率に合わせた税率とする。令和4年度の本市の適用税率については、県の示す標準保険税率よりも低い税率となる見込みのため単年度赤字が生じる見込みであるが、その赤字分については法定外繰入により補てんすることとする。

(2) 保険者努力

国民健康保険特別会計には国や県から補助金が交付されており、令和2年度の交付額は約66億円である。そのうち、約63.5億円が医療費に係るもの※である。その差額の2.5億円がいわゆる保険者努力による補助金である。この保険者努力による補助金を、令和2年度よりも毎年度1千万円以上多く獲得するよう努力していく。

具体的な施策については、第4章で示す。

(3) 条例改正

本計画は令和6年度までの健全化の方向性を示すものである。よって、国民健康保険税条例改正については、令和4年度から令和6年度までの3年間の税率改正を令和3年度に行う。

令和6年度の税率については、県の示す標準保険税率に合わせること为目标としているため、状況が変われば計画を見直すこととし、税率改定が必要な場合は再度条例改正を行うこととする。

本計画の期間外ではあるが、令和7年度以降についても、適用税率が県の示す標準保険税率と等しくなるよう毎年度見直すものとする。

※医療費については、医療機関を受診した場合、2割又は3割を被保険者が負担し、残りの7割又は8割を国民健康保険が負担することとなるが、国民健康保険負担分の全額を県が補助する仕組みとなっている。

第4章 財政健全化に向けた具体的な取組

第1節 保険者努力

1 県補助金の獲得

特定健診の受診率向上を図るなどの健康づくりに取り組み、県補助金等を積極的に獲得していく。

- (1) 特定健診受診料の無料化による健診受診率の向上
- (2) 国保新規加入者や若年者に対する受診勧奨の強化
- (3) 専門職による特定健診受診の電話勧奨
- (4) 町ぐるみ健診推進パートナーシップ協定締結事業者との連携による健診受診率の向上
- (5) 健康アプリを用いた健康ポイント事業等の検討

2 国民健康保険税の収納率の向上

保険税の収納率の向上及び滞納繰越額の縮減は、税負担の公平性の観点から極めて重要である。厳しい経済情勢の中ではあるが、現年課税分の収納率の向上及び滞納繰越額の縮減について、目標数値を定めて取り組む。

目標数値は、保険者努力支援制度の評価数値に基づき、現年課税分は市町村規模別の全国自治体上位3割に相当する収納率をめざすものとする。

現年課税分の収納率は令和2年度においては94.3%であるが、令和8年度までに96.0%に引き上げる。滞納繰越分については前年度実績と比較し、0.5%～1%以上の向上をめざすものとする。

【収納率の目標】

(単位：%)

区 分	R2 (参考)	R4	R5	R6	R7	R8
現年課税分	94.3	94.5	94.6	95.0	95.5	96.0
滞納繰越分	20.8	22.0	22.5	23.0	24.0	25.0

なお、保険税の収納率の向上のため、次に掲げる項目に取り組むこととする。

- (1) 収納率向上対策
 - ア 普通徴収の口座振替率向上対策の強化
 - イ 被保険者への納税指導の徹底
 - ウ ペイジー口座振替サービスの推進
 - エ コンビニ収納の推進
 - オ キャッシュレス決済の推進

- (2) 納期内納付の推進
 - ア 被保険者証更新時の納付相談、納税指導の強化
 - イ 市広報紙、エフエム三木の活用

- (3) 滞納整理
 - ア 差押え等滞納処分の強化
 - イ 所得無申告世帯に対する申告指導（被保険者証更新前）
 - ウ 短期証・資格証の発行
 - エ 差押物品のインターネット公売
 - オ 差押不動産の公売

- (4) 納税環境の整備
 - 保険税の普通徴収の納期回数を段階的に増やし、1期当たりの納税額の平準化を図る。
 - ア 令和4年度 9期（7～3月の毎月）
 - イ 令和5年度 10期（6～3月の毎月）

第2節 国民健康保険税率の見直し

収支差額がマイナスとならないよう歳出に見合う歳入を確保する必要があり、特別会計の独立採算の原則に基づき、国民健康保険税率の見直しを行う。

令和6年度の税率を県の示す標準保険税率と同率・同額とするため、令和4年度以降、段階的に引き上げる。なお、令和6年度の標準保険税率については現時点での見込みであり、それが示された時点において見直しを行うものとする。

令和4年度から令和6年度までの税率を次の表1のとおりとする。

<表 1： 改定税率>

(単位：％、円)

	基礎課税分(医療分)			後期高齢者支援金分			介護納付金課税分			合計		
	所得 割	均等 割	平等 割	所得 割	均等 割	平等 割	所得 割	均等 割	平等 割	所得 割	均等 割	平等 割
R4	7.6	31,000	23,000	2.6	10,000	7,500	2.3	11,000	6,500	12.5	52,000	37,000
R5	9.0	37,000	25,500	2.9	11,500	7,500	2.7	13,500	7,000	14.6	62,000	40,000
R6	9.1	38,500	26,000	3.0	12,000	8,000	2.8	14,000	7,500	14.9	64,500	41,500

<表 2 (参考)：令和 3 年度における本市の適用税率及び県の示す標準保険税率>

(単位：％、円)

	基礎課税分(医療分)			後期高齢者支援金分			介護納付金課税分			合計		
	所得 割	均等 割	平等 割	所得 割	均等 割	平等 割	所得 割	均等 割	平等 割	所得 割	均等 割	平等 割
適用税率	6.50	25,000	20,000	2.30	9,000	7,000	2.00	8,000	6,000	10.80	42,000	33,000
標準保険税率	8.06	33,314	22,908	2.81	11,328	7,790	2.56	13,011	6,595	13.43	57,653	37,293

被保険者一人当たりの負担感は次のとおりである。

<表 3：被保険者一人当たりの負担感>

(単位：円)

区 分	現行	改定案		
	R3	R4	R5	R6
一人当たり税額	87,000	102,500	118,000	121,000
増額				
増率	-	17.8%	15.1%	2.5%
年当たり	-	15,500	15,500	3,000
月当たり	-	1,292	1,292	250
(納期回数)	8 期	9 期	10 期	10 期
1 期当たり納税額	10,875	11,389	11,800	12,100

第5章 本計画の一部改訂（令和5年3月）

第1節 一部改訂を行う理由

1 令和4年度の本市適用税率の状況

当初の計画においては、令和4年度から令和6年度までの3年間で、本市適用税率を段階的に引き上げ、令和6年度に県の示す標準保険税率に合わせることをしていた。

しかしながら、令和4年度において、計画策定当初には想定していなかった県の施策により、市が負担する納付金額が見込みよりも大きく減額となった。具体的には、県が県基金や剰余金の一部を納付金財源として投入したこと、一部の個別公費を県全体の収入としたことなどである。その結果、令和4年度時点で、本市の適用税率は県の示す標準保険税率とほぼ同水準となった。

（令和4年度の本市適用税率と標準保険税率）

【単位】 所得割：％、均等割・平等割：円

	基礎課税分(医療分)			後期高齢者支援金分			介護納付金課税分			合計		
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
三木市 (A)	7.6	31,000	23,000	2.6	10,000	7,500	2.3	11,000	6,500	12.5	52,000	37,000
標準保険税率 (B)	7.25	31,305	20,380	2.67	11,188	7,284	2.63	13,556	6,731	12.55	56,049	34,395
差 (A-B)	0.35	△305	2,620	△0.07	△1,188	216	△0.33	△2,556	△231	△0.05	△4,049	2,605

2 「兵庫県における保険料水準の統一に向けたロードマップ」の策定

兵庫県は、令和4年11月に「兵庫県における保険料水準の統一に向けたロードマップ」を策定した。

このロードマップにおいては、標準保険税率の統一を令和9年度に実施し、同年度を各市町の標準保険税率への移行目安時期とされた。また、統一保険料率に向けた取組みとして、各市町の個別経費や個別公費の相互扶助を令和9年度までに段階的に実施することや、市町ごとのサービスの標準化（事務の統一）に向けて協議を進めることとされた。また、標準保険税率

に影響する納付金額について、ロードマップの中で、「今後も県基金を計画的に納付金財源として投入すること」が明文化された。そのため、今後も、納付金額は当初計画策定時よりも低くなることが想定される。

3 令和5年度の県の示す標準保険税率

兵庫県における保険料水準の統一に向けたロードマップで示されたように、令和5年度の納付金においても、県は県基金や剰余金の一部を納付金財源として投入してきた。それにより、令和5年度の納付金額は計画策定時の見込みより大きく減少し、県の示す標準保険税率は令和3年12月に決定した三木市適用税率より大幅に低い税率となった。

(令和3年12月に決定した令和5年度の本市適用税率と県の示す令和5年度の標準保険税率)

(【単位】 所得割：％、均等割・平等割：円)

	基礎課税分(医療分)			後期高齢者支援金分			介護納付金課税分			合計		
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
三木市(A)	9.00	37,000	25,500	2.90	11,500	7,500	2.70	13,500	7,000	14.60	62,000	40,000
標準保険税率(B)	7.14	30,906	20,025	2.81	11,811	7,653	2.64	13,845	6,757	12.59	56,562	34,435
差(A-B)	1.86	6,094	5,475	0.09	△311	△153	0.06	△345	243	2.01	5,438	5,565

これにより、既に決定した令和5年度の税率で国民健康保険税を賦課した場合、約2億円の歳入超過となる見込となる。

そのため、三木市の適用税率を再度見直し、収支均衡となるよう、県の示す標準保険税率と同水準の税率に設定することとする。

4 令和6年度の三木市適用税率

令和6年度についても、現在の税率では、歳入超過となる見込である。しかしながら、国保を取り巻く環境の変化、特に税率の基となる納付金については、県の詳細な事項の決定など、現時点では予測不可能な要因がある。令和4年度の決算状況や、

令和5年度の収支見込、また、令和6年度の納付金や標準保険税率などを確認し、適用する税率について検討する。

第2節 令和5年度の変更点

1 令和5年度の本市適用税率

収支均衡となるよう、県の示す標準保険税率と同水準の税率とする。

【単位】 所得割：％、均等割・平等割：円

	基礎課税分(医療分)			後期高齢者支援金分			介護納付金課税分			合計		
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
R5現	9.00	37,000	25,500	2.90	11,500	7,500	2.70	13,500	7,000	14.60	62,000	40,000
R5新	7.20	31,000	20,000	2.90	12,000	8,000	2.70	14,000	7,000	12.80	57,000	35,000
差	▲1.8	▲6,000	▲5,500	0	500	500	0	500	0	▲1.8	▲5,000	▲5,000

2 被保険者一人当たりの負担感

(単位：円)

区 分	現行		改定案
	R3	R4	R5
一人当たり税額	86,328	101,592	103,500
増率	-	17.7%	1.9%
増額	年当たり	15,264	1,908
	月当たり	1,272	159
(納期回数)	8期	9期	10期
1期当たり納税額	10,791	11,288	10,350

第6章 本計画の一部改訂（令和6年3月）

第1節 一部改訂を行う理由

1 令和6年度の県の示す標準保険税率

令和4年11月に兵庫県が策定した「兵庫県における保険料水準の統一に向けたロードマップ」で示されたように、令和6年度の納付金においても、県は県基金や剰余金の一部を納付金財源として投入してきた。それにより、令和6年度の納付金額は計画策定時の見込みより大きく減少し、県の示す標準保険税率は令和3年12月に決定した三木市適用税率より大幅に低い税率となった。

（令和3年12月に決定した令和6年度の本市適用税率と県の示す令和6年度の標準保険税率）

（【単位】 所得割：％、均等割・平等割：円）

	基礎課税分(医療分)			後期高齢者支援金分			介護納付金課税分			合計		
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
三木市 (A)	9.10	38,500	26,000	3.00	12,000	8,000	2.80	14,000	7,500	14.90	64,500	41,500
標準保険税率 (B)	7.51	31,935	20,930	3.01	12,492	8,187	2.71	13,972	6,999	13.23	58,399	36,116
差 (A-B)	1.59	6,565	5,070	▲0.01	▲492	▲187	0.09	28	501	1.67	6,101	5,384

既に決定した令和6年度の税率で国民健康保険税を賦課した場合、歳入超過となる見込であることから、三木市の適用税率を再度見直し、収支均衡となるよう、県の示す標準保険税率と同水準の税率に設定することとする。

第2節 令和6年度の変更点

1 令和6年度の本市適用税率

収支均衡となるよう、県の示す標準保険税率と同水準の税率とする。

(【単位】 所得割：％、均等割・平等割：円)

	基礎課税分(医療分)			後期高齢者支援金分			介護納付金課税分			合計		
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
R6現	9.10	38,500	26,000	3.00	12,000	8,000	2.80	14,000	7,500	14.90	64,500	41,500
R6新	7.50	32,000	21,000	3.00	13,000	8,000	2.70	14,000	7,000	13.20	59,000	36,000
差	▲1.6	▲6,500	▲5,000	0	1,000	0	▲0.1	0	▲500	▲1.7	▲5,500	▲5,500

2 被保険者一人当たりの負担感

(単位：円)

区 分	実 績			改定案	
	R3	R4	R5	R6	
一人当たり税額	86,328	101,592	99,807	105,000	
	増率	-	17.7%	▲1.7%	5.2%
増額	年当たり	-	15,264	▲1,785	5,193
	月当たり	-	1,272	▲149	433
	(納期回数)	8期	9期	10期	10期
1期当たり納税額	10,791	11,288	8,317	8,750	

(1) 夫：年金収入 120万円 妻：年金収入 78万円 (単位：円)

	税額	増額(年)	1月当り増額	前年比	(参考) 1期当	
R3	28,500	-	-	-	3,563	(8期)
R4	33,750	5,250	437	18.4%	3,750	(9期)
R5	34,200	450	37	1.3%	3,420	(10期)
R6	35,700	1,500	125	4.4%	3,570	(10期)

(2) 夫：年金収入 185万円 妻：年金収入 78万円 (単位：円)

	税額	増額(年)	1月当り増額	前年比	(参考) 1期当	
R3	75,660	-	-	-	9,458	(8期)
R4	88,890	13,230	1,102	17.5%	9,877	(9期)
R5	89,320	430	35	0.5%	8,932	(10期)
R6	93,100	3,780	315	4.2%	9,310	(10期)

(3) 夫：年金収入 240万円 妻：年金収入 180万円 (単位：円)

	税額	増額(年)	1月当り増額	前年比	(参考) 1期当	
R3	195,320	-	-	-	24,415	(8期)
R4	228,780	33,460	2,788	17.1%	25,420	(9期)
R5	229,140	360	30	0.2%	22,914	(10期)
R6	238,700	9,560	796	4.2%	23,870	(10期)

(4) 単身：年金収入 150万円 (単位：円)

	税額	増額(年)	1月当り増額	前年比	(参考) 1期当	
R3	18,300	-	-	-	2,288	(8期)
R4	21,450	3,150	262	17.2%	2,383	(9期)
R5	21,300	-150	-12	-0.7%	2,130	(10期)
R6	22,200	900	75	4.2%	2,220	(10期)

(5) 単身：給与収入 200万円 (45歳) (単位：円)

	税額	増額(年)	1月当り増額	前年比	(参考) 1期当	
R3	171,120	-	-	-	21,390	(8期)
R4	200,250	29,130	2,427	17.0%	22,250	(9期)
R5	205,920	5,670	472	2.8%	20,592	(10期)
R6	212,480	6,560	546	3.2%	21,248	(10期)

(6) 夫：給与収入 600万円 (55歳)、妻 (50歳)、子 (16歳) (単位：円)

	税額	増額(年)	1月当り増額	前年比	(参考) 1期当	
R3	575,440	-	-	-	71,930	(8期)
R4	673,250	97,810	8,150	17.0%	74,806	(9期)
R5	695,040	21,790	1,815	3.2%	69,504	(10期)
R6	717,760	22,720	1,893	3.3%	71,776	(10期)

三木市国民健康保険財政健全化計画

令和3年11月

(令和5年3月 一部改訂)

(令和6年3月 一部改訂)

発行 兵庫県三木市

作成 三木市健康福祉部医療保険課

〒673-0492 兵庫県三木市上の丸町10番30号

TEL 0794-82-2000(代表)